

## **[事案 2021-36] 新契約無効請求**

・令和3年8月2日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人の誤説明等を理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成30年12月に銀行を募集代理店として契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人に対して、途中で保険料を支払えなくなった場合について質問したところ、解約すると損するので、払済保険に変更するよう言われ、その場合は10年後に元本割れせずに支払った保険料が返ってくると説明された。
- (2)募集人と自分の祖父との間でやり取りがなされており、自分は契約するまで募集人とのやり取りは一切なかった。
- (3)契約当日に、重要事項やクーリング・オフの説明を受けておらず、手元にあるのは契約のしおり、約款、契約書の控えのみである。

### **<保険会社の主張>**

申立人の申立に応じることにより、紛争の解決を図りたい。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。